

三次市教育委員会議案第 37 号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

# 議決書

議案第105号

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年11月29日

三次市長 福岡 誠志

三次市教育奨学基金貸付条例の一部を改正する条例（案）

三次市教育奨学基金貸付条例（平成16年三次市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「高等学校等」の次に「及び大学院」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月13日原案可決

三次市議会議長 山村恵美子



この写しは議決書の原本と相違ありません

令和6年12月13日

三次市議会議長 山村恵美子



三次市教育委員会規則第 号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案を，次のとおり提案する。

令和6年12月23日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「毎年2月1日から4月15日まで」を「教育委員会が別に定める期間」に改め，同条ただし書を削る。

第8条中「その旨を10日以内に」を削る。

第10条中「当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に」を「当該通知を受けたら速やかに」に改める。

第13条中「毎年4月15日」を「教育委員会が別に定める日」に改める。

第21条第2項中「継続する期間」の次に「（12年を上限とする。）」を加える。

様式第1号中

「

本人の就学者控除	自宅・自宅外
----------	--------

」を

「

<input type="radio"/>	本人の就学者控除	自宅・自宅外
-----------------------	----------	--------

」に改

める。

様式第13号中

「(1)については事由の継続する期間(2)又は(3)は1年以内」を「(1)については事由の継続する期間（12年を上限とする。）、(2)又は(3)は1年以内」に改める。

様式第14号及び様式第16号中

「

高等学校等に在学

」を

「

高等学校等及び大学院に在学

」に改める。

様式第17号中

「

申請者（奨学生・奨学生以外）

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

」を

「

三次市長 様

申請者（奨学生・奨学生以外）

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに改正前の三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

改正

平成16年5月17日教育委員会規則第37号

平成18年3月28日教育委員会規則第9号

平成19年5月17日教育委員会規則第6号

平成19年10月16日教育委員会規則第10号

平成20年2月15日教育委員会規則第6号

平成23年1月25日教育委員会規則第1号

平成24年6月4日教育委員会規則第8号

平成27年3月26日教育委員会規則第5号

平成27年12月18日規則第48号

令和元年8月23日教育委員会規則第6号

令和3年1月4日教育委員会規則第1号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、三次市教育奨学基金貸付条例（平成16年三次市条例第121号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の任務)

**第2条** 条例第5条の規定による三次市教育奨学金貸付審査会（以下「審査会」という。）は、次の職務を行う。

- (1) 奨学金の貸付対象者を審査し、選定すること。
- (2) 奨学金の返還猶予及び返還免除の申請に係る事項を審査し、判定すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を審査すること。

(審査会の構成)

**第3条** 審査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 教育委員会教育長
- (2) 市内高等学校長
- (3) 小学校長を代表する者
- (4) 中学校長を代表する者

(5) 教育委員会委員

(6) 学識経験者

2 委員の任期は、当該職に在任する期間とする。

(会長)

**第4条** 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、2年とする。

3 会長は、審査会の会議を主宰し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、出席した委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(貸付けの申請)

**第6条** 奨学金の貸付けを希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 三次市教育奨学金貸付申請書（様式第1号）

(2) 申請者の父母（父母がいない場合にあつては、これに代わって家計を支えている者を含む。

以下同じ。）の市・県民税課税台帳記載事項（所得）証明書

(3) 在学証明書（当該学年に係るものに限る。）

(4) 学校長の推薦書（様式第2号）

(5) 世帯全員の記載のある住民票記載事項証明書

(6) 申請者の父母の滞納がないことの証明書

(貸付申請書の受付期間)

**第7条** 前条の奨学金貸付申請書の受付期間は、毎年2月1日から4月15日まで教育委員会が別に定める期間とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(貸付けの決定)

**第8条** 条例第9条の規定により貸付けの決定をしたときは、その旨を10日以内に三次市教育奨学金貸付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(貸付基準)

**第9条** 奨学金は、父母の所得金額の合計額から特別控除額（別表第1）を控除して得た額が収入基準額表（別表第2）に定める収入基準額以下である者に貸し付けるものとする。

（誓約書の提出）

**第10条** 第8条の規定により決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内から速やかに誓約書・振込口座届（様式第4号）に連帯保証人2人連署のうえ、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（1）連帯保証人の市県民税納税証明書

（2）連帯保証人の印鑑証明書

（連帯保証人の資格）

**第11条** 連帯保証人は、次の要件に該当する者でなければならない。

（1）市内に1年以上居住する者であること。

（2）奨学生と連帯して債務を保証する能力のある者であること。

（奨学金の貸付け）

**第12条** 奨学金の貸付けについては、毎月1月分ずつを当該月に貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、2月分以上を合わせて貸し付けることができるものとする。

2 奨学金の貸付けは、金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。

（奨学生の継続）

**第13条** 奨学生は、前年度に引き続き奨学金の貸付けを受けようとする場合には、毎年4月15日教育委員会が別に定める日までに第6条第3号に掲げる在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（貸付けの辞退）

**第14条** 奨学生は、条例第11条第1号又は第2号に規定する事由に該当するときは、三次市教育奨学金貸付辞退届（様式第5号）により届け出なければならない。

（異動等の届出）

**第15条** 条例第12条第1項各号のいずれかに該当する者は、三次市教育奨学金貸付変更届（様式第6号）に関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項に該当する者は、卒業届（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 父母又は連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、死亡届（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

（奨学金の休止及び停止の通知）

**第16条** 条例第10条に規定する休止は、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

2 教育委員会は、前項の規定により奨学金の貸付けの休止を決定したときは、その旨を三次市教育奨学金貸付休止決定通知書（様式第9号）により奨学生に通知する。

3 条例第11条に規定する停止は、次の各号に定める日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

（1） 条例第11条第1号に該当するときは、資格を喪失したとき。

（2） 条例第11条第2号に該当するときは、その届出の日

4 教育委員会は、前項の規定により奨学金の貸付けの停止を決定したときは、その旨を三次市教育奨学金貸付停止決定通知書（様式第10号）により奨学生に通知する。

（奨学金の復活）

**第17条** 教育委員会は、前条第1項の規定により奨学金の貸付けを休止された者が復学届（様式第11号）を提出したときは、その届出の日の属する月から奨学金の貸付けを復活することができる。ただし、休止したときから2年を経過したときは、この限りでない。

（奨学金の額の変更）

**第18条** 教育委員会は、奨学生から条例第12条の規定により転学又は住所の変更の届出があった場合で奨学金の貸付額の変更が生じたときは、転学した日又は住所を変更した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から奨学金の額を変更することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により奨学金の貸付額の変更を決定したときは、その旨を三次市教育奨学金貸付変更通知書（様式第12号）により奨学生に通知する。

（借用証書の提出）

**第19条** 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに三次市教育奨学金借用証書（様式第13号）に連帯保証人2人連署のうえ、連帯保証人の印鑑証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（1） 条例第7条の規定により、奨学金の貸付期間を満了したとき。

（2） 条例第11条の規定により、奨学金の貸付けを停止されたとき。

（奨学金の返還）

**第20条** 奨学金の返還は、月賦又は半年賦とし、期間内に納付しなければならない。ただし、前納を妨げない。

2 奨学金の割賦金の額は、特別の事情がある場合を除くほか、月額にして、貸付けを受けた奨学金の額に応じて、次の表に定める額とする。

貸付けを受けた奨学金の額	割賦金の月額
500,000円以下のもの	5,000円
500,000円を超え750,000円以下のもの	6,000円
750,000円を超え1,000,000円以下のもの	7,000円
1,000,000円を超え1,250,000円以下のもの	8,000円
1,250,000円を超え1,500,000円以下のもの	9,000円
1,500,000円を超え1,750,000円以下のもの	10,000円
1,750,000円を超え2,000,000円以下のもの	11,000円
2,000,000円を超え2,250,000円以下のもの	12,000円
2,250,000円を超え2,500,000円以下のもの	13,000円
2,500,000円を超え2,750,000円以下のもの	14,000円
2,750,000円を超えるもの	15,000円

3 2以上の貸付契約により奨学金の貸付けを受けた場合における奨学金の返還の割賦金の額については、貸付けを受けた奨学金の額の合計額を「貸付けを受けた奨学金の額」として前項の規定を適用する。

(返還猶予の申請)

**第21条** 奨学生又は奨学生であった者が、条例第14条の規定により奨学金の返還猶予を受けようとするときは、三次市教育奨学金返還猶予申請書（様式第14号）に、その事実を証明する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学金の返還猶予の期間は、条例第14条第1号に該当するときはその事由が継続する期間（12年を上限とする。）とし、同条第2号又は第3号に該当するときは1年以内とする。ただし、当該奨学金に係る奨学生又は奨学生であった者の生死が明らかでないときは、7年以内とする。

3 第1項の規定による申請について審査会が審査のうえ適当と判定したときは、教育委員会は、当該奨学金に係る返還猶予を承認し、その旨を三次市教育奨学金返還猶予承認書（様式第15号）により申請者に通知する。

4 前項の規定により奨学金の返還猶予を承認された者は、猶予期間中にその事由が消滅したときは、三次市教育奨学金返還猶予事由消滅届（様式第16号）を教育委員会に提出しなければならない。

（返還免除の申請）

**第22条** 奨学生であった者、相続人又は連帯保証人が、奨学金返済未済額の減額又は返還免除を受けようとするときは、三次市教育奨学金返還免除申請書（様式第17号）にその事実を証明する書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請について審査会が審査のうえ適当と判定したときは、教育委員会は、当該奨学金に係る返還免除を承認し、その旨を三次市教育奨学金返還免除承認書（様式第18号）により申請者に通知する。

（返還免除基準）

**第23条** 返還免除の基準は、奨学金返還免除基準（別表第3）によるものとする。

（奨学金の戻入）

**第24条** 奨学生又は奨学生であった者は、条例第10条及び第11条に基づく休止及び停止の決定に伴う貸付期間を超えて奨学金の貸付けを受けたときは、その奨学金を速やかに戻入れしなければならない。

（その他）

**第25条** この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三次市奨学金貸付条例施行規則（平成14年三次市規則第27号）、君田村奨学金支給規則（平成8年君田村規則）、布野村奨学金貸付条例施行規則（平成14年布野村規則第10号）又は三和町奨学金規則（平成6年三和町規則第6号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の規定に関わらず、この規則の施行の日の前日までに給付、貸付け等の決定を受けた者に係る奨学金については、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成16年教委規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月4日教委規則第8号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日規則第48号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月23日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月4日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1（第9条関係）

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額
A世帯 を対 象と する	(1) 母子・父子世帯である 場合	490,000円
	(2) 就学者のいる世帯であ る場合（児童・生徒・学生	小学校 80,000円
		中学校 160,000円

控除	1人につき)			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校		国・公立	280,000円	470,000円	
				私立	410,000円	600,000円	
		高等専門学校		国・公立	360,000円	550,000円	
				私立	600,000円	800,000円	
		大学		国・公立	590,000円	1,020,000円	
				私立	1,010,000円	1,440,000円	
		専修学校	高等課程	国・公立	170,000円	270,000円	
				私立	370,000円	460,000円	
			専門課程	国・公立	220,000円	620,000円	
				私立	720,000円	1,120,000円	
		(3) 障害のある人のいる世帯である場合		障害のある人1人につき 860,000円			
		(4) 長期に療養を要する人のいる世帯である場合		療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯である場合		710,000円					
B本人 を対 象と する 控除	申込者本人が高等学 校等に在学している 場合			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校		国・公立	280,000円	470,000円	
				私立	410,000円	600,000円	
		高等専門学校		私立	410,000円	600,000円	
		専修学校（高等課程）					
		大学・短期大学		国・公立	280,000円	720,000円	
専修学校（専門課程）		私立	440,000円	870,000円			

備考

- 1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯である場合」による控除には申込者本人分は含めない。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 高等学校には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。

別表第2（第9条関係）

収入基準額表

1 高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）

区分		収入基準額
世帯 人員	1人	2,630,000円
	2人	3,490,000円
	3人	3,840,000円
	4人	4,060,000円
	5人	4,270,000円
	6人	4,450,000円
	7人	4,610,000円

備考

- 1 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。
- 2 高等学校には、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。

2 大学・短期大学・専修学校（専門課程）

区分		収入基準額
世帯 人員	1人	2,980,000円
	2人	4,020,000円
	3人	4,480,000円
	4人	4,750,000円
	5人	5,020,000円
	6人	5,220,000円
	7人	5,420,000円

備考

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表第3（第23条関係）

奨学金返還免除基準

関係条項	免除事項	免除基準	添付書類	免除の範囲
条例第15条 第1号	死亡したとき。		市町村長の死亡を証明する書類	死亡日以降に納期の到来する返還未済額の全部
第2号	精神又は身体に著しい障害を受けたとき。	① 別表第4の心身障害の程度第1級程度と認められるもの ② 別表第4の心身障害の程度第2級程度と認められるもの 本人又は連帯保証人が返還することが困難と認められるもの	医師又は歯科医師の診断書	申請日以降に納期の到来する返還未済額の①の場合は全部、②の場合は3/4
第3号	生死が明らかでないとき。	① 船舶・航空機により遭難した場合その他死亡の原因となるような危難に遭遇した場合 ② 従来 of 住所又は居所を去って、その生死が長年不明であるとき。	失踪宣告の審判書	生死が不明となった日以降に納期の到来する返還未済額の全部
第4号	返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住したとき。	免除されるまでの返還金を完納していること。	① 戸籍の附票 ② 滞納がないことの証明書 ③ その他市	返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住し、かつ、申請日以降に納期の到来する返還未済額の全

			長が必要と 認める書類	部
--	--	--	----------------	---

※第4号「返還義務が生じた月から通算して5年以上」の期間には、返還猶予されている期間は含まない。

別表第4（別表第3関係）

心身障害の 程度	番号	心身障害の状態
第1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失した もの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声 を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すも の
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指を併せて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力

	<p>が著しく阻害されたもの</p> <p>12 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの</p> <p>13 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの</p>
<p>備考</p> <p>1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。</p> <p>2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。</p>	

様式第1号（第6条関係）

## 三次市教育奨学金貸付申請書

（ 高校・高専・専修高・専修専・大学・短大 ）

三次市長 様		年 月 日								
三次市教育奨学基金貸付条例及び三次市教育奨学基金貸付条例施行規則に基づき三次市教育奨学金の貸付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。										
公私別	学校名	学 校	課 程							
国公立		大 学	科							
私立			年 次							
			学 部							
			学 科							
			年 月入学 ・ 年 月卒業予定							
フリガナ	〒									
本人氏名	住所									
	※自署してください									
生年月日	年 月 日生	電話（ ） -								
他の奨学金申請の有無	有 ・ 無	通学区分	自宅通学 ・ 自宅外通学							
父母等氏名	住所 〒									
	※自署してください									
	(続柄：本人の )									
	住所 三次市									
	電話（ ） -									
太線内を記入すること	同一生計の家族	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	収 入 金 額	所得金額 (万円)		
		父						①		
		母							②	
									③	
									④	
									⑤	
	合計所得金額 (①～⑤の合計)								⑥	
	(本人を除く)	続柄	氏 名	公私別	就 学 状 況		通学別	控除額 (万円)		
				国公・私	小・中・高・高専・専修(高・専)・大		自宅・自宅外	⑦		
				国公・私	小・中・高・高専・専修(高・専)・大		自宅・自宅外	⑧		
			国公・私	小・中・高・高専・専修(高・専)・大		自宅・自宅外	⑨			
家庭の状況	● 本人の就学者控除 自宅・自宅外							⑩		
	母子・父子世帯							⑪		
	障害のある人のいる世帯							⑫		
	長期に療養を要する人のいる世帯 (6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)							⑬		
	主たる生計支持者が別居している世帯							⑭		
控除額合計							[⑦～⑭の計]		⑮	
認定所得金額							[⑥-⑮]		⑯	
収入基準額							世帯人員 人		⑰	

注1 父母等とは父母又は父母がいない場合にあつて、これに代わつて家計を支えている者をいう。  
 注2 家庭の状況の該当する欄に○をすること。

添付書類

- ◎父母等の所得証明書
- ◎在学証明書
- ◎学校長の推薦書
- ◎世帯全員の記載のある住民票
- ◎父母等の滞納がないことの証明書
- ◎家庭の状況による控除を受けようとするときは、それぞれを証明するもの

※この申請書に記入されている個人情報については、三次市教育奨学金貸付業務のためにのみ利用するものであつて、その他の目的に使用することは一切ありません。

※この申請書は三次市教育委員会で保管します。

奨学金の貸付を申請するにあたって、奨学金が必要な理由や家庭の事情等を記入してください。

収入印紙

収入印紙の貼付は不要です。

## 三次市教育奨学金借用証書

借用金額

百	+	万	千	百	+	円

私は三次市教育奨学金を上記のとおり借用しました。

については、三次市教育奨学基金貸付条例、規則及び誓約書によって確認した事項を遵守し、滞りなく返還いたします。

年 月 日

三次市長様

奨学生 本人	現住所	〒	電話
	氏名		生年月日 年 月 日生
連帯 保証人	現住所	〒	電話
	氏名	実印	生年月日 年 月 日生
連帯 保証人	現住所	〒	電話
	氏名	実印	生年月日 年 月 日生

注 それぞれ自署してください。連帯保証人については、右ページの3「届出済連帯保証人の住所・氏名」欄の記載内容を確認のうえ、上記連帯保証人欄に自署・押印してください。

(下欄は奨学生本人が未成年者のとき記入してください。)

親権者(父) (後見人)	現住所	〒	電話
	氏名		
親権者(母)	現住所	〒	電話
	氏名		

注1 本人が未成年者の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署してください。

2 親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親です(両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります)。なお、後見人がいる場合には後見人が親権者の欄に自署してください。

1 借用の明細

奨学生番号				フリガナ氏名				
学校名				生年月日		年 月 日生		
借 用 金 額 の 明 細	借 用 金 額			借 用 期 間 終 了 事 由				
	円			満了	辞退	退学	死亡	その他
	借用始期年月		借用終期年月		月数	借用月額	借用月額	
	年 月分から		年 月分まで		月	円	円	
-----								
-----								
-----								

以前に三次市教育奨学金の貸付けを受けた奨学金の額の合計額は次のとおりで、2 「返還の方法」の割賦金額，返還回数はこの合計額になります。

	奨 学 生 番 号	貸 付 金 額
今 回 の 貸 付		円
以 前 の 貸 付		円
合 計 額		円

2 返還の方法

割賦の方法については1又は2を選択して○で囲んでください。

割 賦 方 法	返 還 期 日	返 還 回 数	割 賦 金	最 終 割 賦 金
1 月賦返還	毎月末日	回	円	円
2 半年賦返還	毎年12月と6月の末日	回	円	円

3 届出済連帯保証人の住所・氏名

住所 〒

氏名

住所 〒

氏名

4 本人の卒業後の連絡先・勤務先

卒業後の連絡先 郵便番号 ..... - .....

住 所 .....

電話番号 ..... (.....) ..... - .....

勤務先 会 社 名 .....

電話番号 ..... (.....) ..... - .....

添付書類 ◎連帯保証人の印鑑証明書  
 ※この借用証書は三次市教育委員会で保管します。

[返済にあたり、次のことを確かめてください]

返還に係る主な条件は、奨学金の貸付け決定の時に提出のあった「誓約書」によって確認されておりますが、実際の返還にあたっては、ルールにしたがった手続きをとることが大切です。

返還開始後にも住所の変更、返還の猶予など「届出」や「申請」を必要とする事項があります。これらのことは返還を円滑に進めるために、欠くことのできない重要な手続きです。注意してください。

なお、詳細については「返還のてびき」を必ずお読みください。

- 1 借入金額の内訳は、表面1「借入の明細」のとおりです。
- 2 返還回数と割賦金額の計算方法は、「返還のてびき」に記載してあります。なお、2以上の貸付契約により奨学金を受けている場合は、奨学金の額の合計額で計算します。
- 3 返還の開始前までに「返還明細書」で返還の明細を送付します。本人の住所に送達できない場合には、連帯保証人に送付します。
- 4 返還の方法は、「月賦返還」又は「半年賦」のいずれかの割賦方法を、この借用証書で選択し、原則として金融機関の預貯金口座から自動引落の方法で返還していただきます。
- 5 返還期日前に返還（線上償還といえます。）できる日は毎月の月末です。線上償還をしようとするときは、1か月前までに電話又は文書でご連絡ください。なお、線上償還は借入金額を全額返還するか一部を返還するかが選択できます。
- 6 返還期日を過ぎても返還がない場合は、遅延損害金を求める場合があります。遅延損害金の徴収については、三次市債権管理条例（平成27年三次市条例第37号）の定めるところによります。
- 7 返還金は、期日の早く到来する割賦金から充当されます。充当は、督促手続費用・遅延損害金・割賦金の順となります。
- 8 返還を滞納すると、返還未済額全額の返還金を請求することがあります。又は、強制執行にいたるまでの法的措置をとる場合もありますので、連帯保証人に迷惑をかけないように、確実に返還してください。もし、返還が困難になったときには、早めに返還猶予等の手続きをしてください。
- 9 返還が猶予されることがあるのは次の場合です。
  - (1) 高等学校等に在学するとき。
  - (2) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
  - (3) 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、返還期日に奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるとき。

猶予の期間は事由により異なります。~~{1}については事由の継続する期間{2}又は{3}は1年以~~

(1)については事由の継続する期間（12年を上限とする。）、(2)又は(3)は1年以内

内となります。

10 返還が免除されるのは次の場合です。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- (3) 生死が明らかでないとき。
- (4) 返還義務が生じた月から通算して5年以上三次市に居住したとき。

11 「届出」・「申請」の主なものの提出時期は次のとおりです。

- (1) 転居・改氏名,勤務先変更,電話番号の変更…変更があったとき所定の様式により届け出る。
- (2) 連帯保証人の変更…変更しようとするとき所定の様式により届け出る。
- (3) 返還猶予（在学中及び返還が困難なとき。）…猶予事由発生後速やかに所定の様式により申請する。
- (4) 返還免除…免除を受けようとするとき所定の様式により申請する。

その他上記以外の取扱いについては、「三次市教育奨学基金貸付条例」及びその他の規則等の定めによります。

# 三次市教育奨学金返還猶予申請書

年 月 日

三次市長様

奨学生

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

奨学生番号

--	--	--	--	--	--	--

次の事由により奨学金の返還猶予を申請します。

1 返還猶予を希望する期間

年 月 から 年 月 まで

2 返還未済額

\_\_\_\_\_円

3 申請事由 / 高等学校等及び大学院に在学 (該当する箇所に☑を入れてください)

~~高等学校等に在学している~~

在学学校名 \_\_\_\_\_

卒業予定年月 年 月

生活保護法による生活保護を受けている

生活保護開始年月日 年 月 日

災害・盗難・疾病・負傷その他やむを得ない事由

事由 \_\_\_\_\_

発生年月日 年 月 日

注 この返還猶予申請書は三次市教育委員会で保管します。

# 三次市教育奨学金返還猶予事由消滅届

年 月 日

三次市長 様

奨学生

〒

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

奨学生番号

--	--	--	--	--	--	--

父母又は後見人

〒

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

次の事由により返還猶予事由がなくなったので届け出ます。

1 返還猶予事由がなくなった年月日

年 月 日

高等学校等及び大学院に在学

2 事由 (該当する箇所に☑を入れてください)

- ~~高等学校等に在学しなくなった。~~
- 生活保護法による生活保護を受けなくなった。
- 災害・盗難・疾病・負傷その他やむを得ない理由がなくなった。

注 この消滅届は三次市教育委員会で保管します。

## 三次市教育奨学金返還免除申請書

三次市長 様

年 月 日

申請者 (奨学生・奨学生以外)

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(申請者が奨学生本人以外の場合は奨学生との続柄: \_\_\_\_\_)

奨学生番号 

--	--	--	--	--	--	--

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則第22条第1項の規定に基づき奨学金の返還免除を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

奨学生氏名					
住 所	〒 (電話番号)				
借 用 総 額	円	借 用 期 間	年 月	から	年 月
返 還 済 額	円	返 還 済 期 間	年 月	から	年 月
返 還 未 済 額	円	返 還 未 済 期 間	年 月	から	年 月
免除を受けようとする金額	円	1 返還未済額の全額	年 月		
		2 返還未済額の3/4	年 月		
免除を申請する理由	1 条例第15条第1号 (死亡したとき) 2 条例第15条第2号 (精神又は身体に著しい障害を受けたとき) 3 条例第15条第3号 (生死が明らかでないとき) 4 条例第15条第4号 (返還義務が生じた月から通算して5年以上市内に居住したとき) 5 条例第15条第5号 (市長が特に認めたとき)				
免除理由発生日	年 月 日	(備考)			

注1 必要事項を記入、又は該当事項を選択(数字を○で囲む)してください。  
 注2 この申請書に、免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出してください。